

近江国甲賀郡条里と弘福寺領蔵部莊^{ぐふくじ くらぶ}

高橋 美久二

- I. はじめに
- II. 甲賀郡条里の研究史
- III. 甲賀郡条里の資・史料の分析
- IV. 甲賀郡条里の復原
- V. 弘福寺領蔵部莊
- VI. 蔵部莊の現地比定
- VII. 近江国の弘福寺領荘園の分類と比較
- VIII. むすび

I. はじめに

近江では古くから条里制研究が盛んで、大正期から昭和期にかけて編纂された各郡の郡志には条里制の研究成果が盛り込まれ¹⁾ている。その成果には、現在でも見るべきものが少なくない。とくに、近江には在地の中世史料がよく残されていて、その中に条里の坪付で土地の所在を表現したものが多く、その史料によって条里呼称法の詳細が判明するだけでなく、古代の郷域²⁾や中世の荘域³⁾が判明することも少なくない。郡志段階で、近江の条里の復原研究はすでに大成したといっても過言でない。それらの成果をもとに、近江の条里を概括した米倉二郎は、近江の条里が郡毎に施行されたもので、その方向は琵琶湖の湖心に向かうように変化し、琵琶湖を中心にして放射状に条里の区画が作られているとした。また、条里の呼称法は、湖東では条は北から南行し、里は山側から湖岸に向かい、里

の中の坪付は右上端が一の坪で南行して、二行目からも上から七の坪と打って南行する平行式であること⁴⁾を明らかにした。足利健亮も同様に近江の条里の特長を、「琵琶湖を上空から見たとして条・里配列、坪配列とも湖を左にして『右上』を起点とする共通性をもつものであり、同一型式が琵琶湖のまわりを一周する」とわかりやすい表現法⁵⁾で説明した。

ところが、条里地割の痕跡が乏しく、しかも条里坪付史料の少ない甲賀郡では研究成果は少ない。坪付史料の数は少ないが、甲賀郡には弘福寺領蔵部莊の史料で、近江国の最古の条里坪付史料があった。筆者はこの蔵部莊の所在を調べようとしたところ、甲賀郡では条里の復原研究ができていず、したがって条と里による呼称法も判明していなくて、蔵部莊の古代の坪付史料も有効に活用されていないこともわかった。そこで、甲賀郡条里の復原を行ない、蔵部莊の位置比定を行なうこととした。蔵部莊の現地比定ができてその立地条件をみると、他の弘福寺領荘園と大きな違いがあることがわかった。近江国の弘福寺領荘園には、7世紀の創建期の2荘園と8世紀の墾田地系の2荘園の2グループとがあった。位置比定した蔵部莊は8世紀に設定された荘園であったが、その立地条件を7世紀の荘園と比較して、その相違と意味を考察してみたい。

キーワード：近江国，甲賀郡条里，蔵部莊，草創期荘園，初期荘園

II. 甲賀郡条里の研究史

甲賀郡は近江東南部の小郡で、近江十二郡のうち唯一琵琶湖に面しない郡である。郡域の多くが山林で、野洲川中・上流の谷平野と、大戸川上流の信楽盆地に若干の可耕地があるにすぎない。そのため、『和名抄』の郷もわずか「老上、夏身、山直、蔵部」の4郷だけである。老上郷が野洲川中流域下側に、夏身郷が同中流域中央に、山直郷が同上流域に、蔵部郷が同川の支流の杣川流域に比定されている。甲賀郡で条里地割が明瞭に残るのは、野洲川流域が中心で、杣川流域にはわずかな痕跡が残るだけである。

昭和3年(1928)の『滋賀県史』⁶⁾には、「甲賀郡は野洲川の上流が平野を作っている位で、一体に山地が多いので、郡を通じて条里を割付けることは困難であったと思われる。参考になる文献としては、山中文書の中に、建武二年十二月の下文に『柏木御厨本郷名田内没収領十六条五里卅六坪』と見え、又竹内文書貞和五年八月寄付状に『合三反三百歩三条二里廿七坪』と見え、その地は恐らく今の石部町西寺に当たっている。又、岩根村大字岩根高倉神社文書中、正平九年八月寄進状に、『岩根郷内田地坪付 十条四里・十一条六里』としているものがあり、猶一通、岩根村大字岩根貴船神社文書正平九年八月寄付状中に、条は虫損して見えないが、『五里卅一坪・六里廿一坪・六里廿二坪』の三筆を著しているものがある。以上を現地域に当てはめてみると、条は郡の北西境に起こって東南に進み、里は石部町の南方から東北に進んだ如くに見える。」ときわめて簡潔であるが、よく要領を得ていて甲賀郡条里のはほぼ全容を表現している。その後の甲賀郡条里の研究は、これが出発点になっている。

服部昌之は、栗太郡周辺の条里を検討する中で、甲賀郡条里にふれた⁷⁾。そこでは、地形的な制約によって下流域平野のような一連

の広域の分布は認められないが、野洲川の両岸と支流の杣川流域に断続的に分布し、甲賀郡の地割の方位は杣川流域の一部の例外を除けば、N33°Eで下流域の野洲・栗太郡と同一の企画性が考えられるとした。

野間晴雄・小林健太郎・高橋誠一らの論文⁸⁾が、甲賀郡条里に取り組んだ唯一の専論である。この論文では、条里型地割遺構や史料の少ない甲賀郡条里を地形条件や水利の関連を重視して追究した。その結果甲賀郡条里は、(1)野洲川本流域と杣川流域に2大別されること、(2)条里型地割は河川灌漑域にのみ分布し甲賀郡に特徴的なため池灌漑域には分布しないこと、(3)条・里の区画線の方向は琵琶湖に接する他の郡と異なり独自のものであることの3つの特徴を明らかにした。圃場整備が進み、地表から条里痕跡がなくなりつつある中で貴重な研究成果であった。しかし、甲賀郡の条里呼称を復原するには至らなかった。

石上英一は、甲賀郡条里の坪付が書かれた最古の史料である「天平宝字二年近江国司牒」(藤貞幹本『東寺文書』に載せるが、現在原文書は所在不明、後掲史料1)を紹介して、「この文書などによる甲賀郡条里の復原は別稿で論ずる」⁹⁾と述べた。管見ではこの論文は見つけられなかった。

III. 甲賀郡条里の資・史料の分析

条里を復原するには、まず条里型の方格地割の有無をさがす必要がある。ところが、その探索のための最大の武器である、地元役場の現行の大縮尺の地図や地籍図は、近年に大規模に進められた圃場整備によって、旧地割の多くがなくなっているため、用をなさないことが多い。幸い圃場整備以前の地形図や空中写真によった先学の研究蓄積がある。前述の服部昌之は、野洲川中・上流域に断続して次のように甲賀郡条里の方格地割が存在するとした。その番号は図1の番号に対応する。

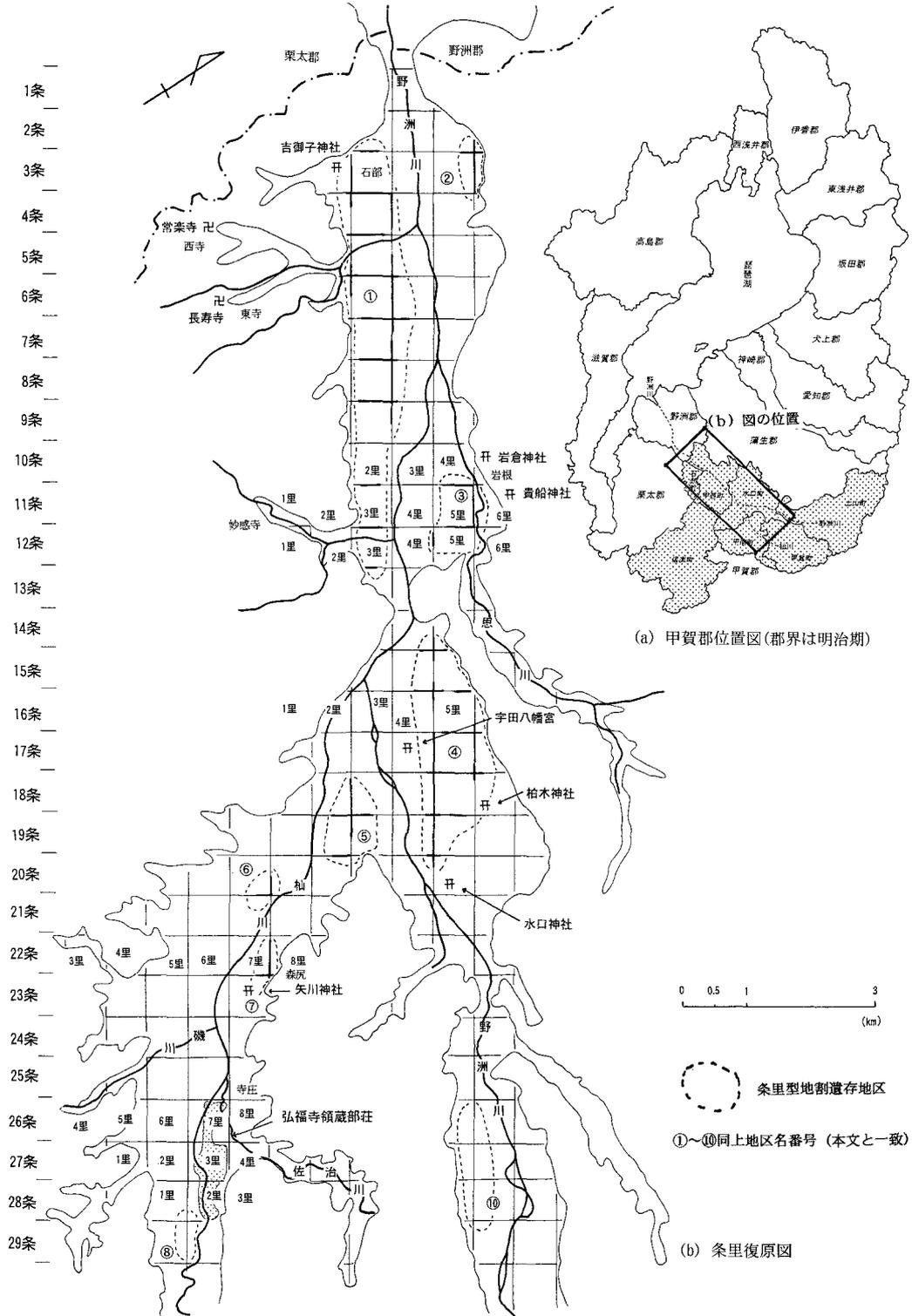


図1 近江国甲賀郡条里復原図

この図は、服部がのちに作図した図によりながら、甲賀郡条里復原図を新たに作図したものである。これには、服部が示した阡陌線を延長して断続する条里地割の関係を確かめて、後に述べる方法によって筆者が条と里の呼称を復原して示した。

- ①野洲川左岸の石部町から甲西町三雲
- ②野洲川右岸の甲西町菩提寺
- ③同甲西町岩根・朝国
- ④同水口町柏木から水口
- ⑤野洲川左岸の柚川合流点の水口町貴生川
- ⑥柚川左岸の水口町牛飼
- ⑦柚川右岸の甲南町宝木・森尻
- ⑧柚川左岸の甲南町池田
- ⑨柚川右岸の甲賀町大原市場
- ⑩野洲川上流左岸の水口町巖峨

以上の10地区であるが、その後服部は滋賀県全域の条里地割分布図を作成する¹⁰⁾中で、甲賀郡条里の分布図も条・里界の阡陌線を引いて示した。きわめて小縮尺の地図上に示しただけで、詳細は不明であるが、はじめて甲賀郡条里を図示したという点で評価される。

以上のように、甲賀郡条里はN33°Eの方位で統一した規格で方格子地割がおこなわれていることがわかった。

次に条里呼称法を復原するために、慶長の検地帳や延宝の検地帳による小字名を収録した『甲賀郡志』や、明治初年の小字名を収録した角川書店版『日本地名大辞典25・滋賀県』によって条里地名を抽出した。

それらによれば、甲賀郡内の「坪」地名は、次のとおりである。ここには、「数詞+坪」地名の他、数詞だけの地名、数詞坪地名の変形とも考えられる「黒坪」などの「普通名詞+坪」地名もあげた。

六ノ坪（甲西町針）

此坪（水口町宇田）

兼ヶ坪（水口町宇田）

三十六（水口町泉）

一丁ノ坪（水口町水口）

七ヶ坪（水口町巖峨）

一ノ坪（水口町三大寺）

九ノ坪（甲南町森尻）

十七（甲南町森尻）

大坪（甲南町森尻）

黒坪（甲南町深川）

条里呼称法の復原には、これらの坪地名によって坪並を復原し、条と里の境の阡陌線を引くのが一般的であるが、坪地名が少なすぎるのとそれぞれの坪地名があまりにも散在しすぎて、孤立しているために、このままでは坪並の復原は困難である。また、現在の役場の小字図では、圃場整備などによって、例えば水口町巖峨の「七ヶ坪」や同町三大寺の「一ノ坪」などの小字名は消えてしまっていて、その所在地を確認することも困難になっている。そのため、条里坪付史料とともに後に検討しよう。

なお、坪地名以外の条里地名としては、「条」地名はみあたらなかった。数詞の条地名がないことが、甲賀郡条里の復原を困難にしている、いままで復原案が示されなかった大きな原因でもあろう。なお、「里」地名はわずか一例であるが、甲南町森尻に「八里」があった。野間・小林・高橋らは、この里地名は「里呼称の関連は薄い」¹¹⁾としている。この「八里」地名の意味については後に考えよう。

それでは、残された古文書史料と条里地名とあわせて検討して、甲賀郡の条と里の阡陌線を引き、条里呼称法を復原するために史料を検索してみよう。古代から中世文書に残る甲賀郡関係の条里坪付史料で、管見にあがったものは次の通りである。

甲賀郡の条里関係史料

- (1) 天平宝字2年(758)近江国司牒（藤貞幹本『東寺文書』、『東洋文化研究所紀要』第103冊133頁）

近江国司牒 川原寺三綱

廿七条三里廿六上山本田九十步
卅二上山本田口
卅三下山本田二段二百步 益百步
卅四上谷口田二段三百五十步 益九十步
已上甲加郡藏部郷音太部竟田者
卅五谷尻田一段百八十步
同郷椋人刀良壳田者
牒寺与前件竟等相訴墾田檢天平
十四年班図田籍并令校図竟等之名定田
数具如前令録事状牒至准状以牒
天平宝字二年五月十九日
正六位上行大掾佐味朝臣伊与麻呂
(2) 延久 2 年 (1070) 近江国弘福寺領莊田注
進 (東寺文書札11, 『平安遺文』3-1044)
弘福寺
注進近江国愛智郡平流庄所領田事
二条七里卅五坪三段二百八十步 卅六坪北五
段百步
八里四坪百四十四步 五坪八段二百六十
步
六坪七段百廿步 十坪五段
十一坪九段二百八十八步 十二坪一町
十六坪九段 十七坪九段二百八十八步
十八坪九段 廿二坪九段七十二步
廿三坪九段二百八十步 廿四坪五段
廿八坪五段二百二十二步廿九坪六段四十
四步
三条十六里十三坪一段
已上拾壹町肆段貳佰玖拾捌步
同寺所領伊香郡伊香庄田事
十八条四里廿二坪九段二百四十步 廿三坪九
段百八十步
廿四坪五段二百六十四步 廿八坪一町
廿九坪一町 卅坪八段三百卅八步
卅四坪九段百四十四步 卅五坪一町
卅六坪一町
五里五坪九段百五十步 六坪一町
已上拾貳町貳段貳佰參拾陸步
同寺所領同口口 (郡藏) 部庄田事
廿六条七里十三坪七段八十步 十四坪七

段二百六十步
十五坪七段二百六十步 十六坪二段
十七坪口口二百步 十八坪二段二百步
十九坪三段二百步 廿坪八段三百步
廿一坪九段 廿二坪九段四十步
廿三坪一段三百廿步 廿五坪二段二百
步
廿六坪七段 廿七坪四段四十步
卅一坪六段百步
廿七条三里八坪一段八十步 九坪六段二百六
十步
十坪九段百步 十三坪四段
十四坪八段三百步 十五坪四段
十六坪三段二百步 十七坪三段百七十
步
十八坪三段八十步 十九坪七段二百步
廿坪八段三百步 廿一坪一段百步
廿二坪四段八十步 廿三坪四段
廿四坪二段百步 廿五坪六段百步
廿六坪八段二百步 廿七坪七段九十步
廿八坪一段九十步 廿九坪五段二百步
卅坪三段二百步 卅一坪三段
卅二坪四段二百四十步卅三坪一段三百
廿步
卅四坪五段八十步 卅五坪五段
卅六坪二段廿步
四里十七坪三百步 十八坪一段八十步
廿八条二里十三坪一段百九十步十四坪三段百
廿步
十五坪四段二百四十步 十六坪三段二
百步
十七坪三段八十步 十八坪三段百八十
步
十九坪九段廿步 廿坪九段
廿一坪八段二百步 廿二坪一町一段
廿三坪九段二百六十步 廿四坪九段二
百六十步
廿五坪六段 廿七坪二段百步
廿八坪八段 廿九坪五段七十步
卅坪九段百廿步 卅六坪一段百廿步

已上參拾壹町玖段玖拾步

右件領田等，甲賀郡水主庄，寶龜六年十一月官省符，水主內親王所被施入也，藏部庄，天平勝寶三年寺家大修多羅衆修多羅供料買得墾田野地等，所施入也，依智・伊香兩庄，大宝以前本願佐佐名実 天皇御施入也，其本公驗等，寺家燒亡之克，燒失已畢，仍所司等，注事由，謹言上，

延久二年三月十一日 都維那法師「覺助」
寺主大法師「清因」
上座大法師「親助」
檢校大法師「忠覺」

(3) 建武2年(1335) 柏木御厨本郷内没収領安堵状(山中文書27,『甲賀郡志』上卷466頁,『水口町志』下卷308頁,〔〕は割書) 近江国甲賀上郡柏木御厨本郷名田内没収領十六条五里卅六坪六反〔公田三反半内 上二反中一反半字立穴〕并字柳立老反少榮等事,為本名之上者,綴名西名永代令知行,有限御音年貢以下御公事等,守先例,無懈怠,可令勤仕之旨,被仰下之状,如件,

建武貳年十二月十七日 政所(花押)

(4) 曆応元年(1338) 一切經料足田寄進状案(山中文書34,『水口町志』下卷311頁) 寄進一切經料足忌日

合陸段者

在柏木御厨内本郷十六条五里三十五坪(公田三段半 影田二段半)

入方御厨

右田地者道俊相伝名田也(中略) 宮講衆徒御中限永代所令寄進也(以下略)

曆応元年戊寅十一月一日

權律師道俊 在判

(5) 貞和5年(1349) 常樂院田地寄進状(竹内文書,『甲賀郡志』下卷760頁)

寄付 常樂院免田事

合參反三百步三条二里廿七坪

壹段小津久見西迫支配切

小 同恒元切

半 同御山垣内

右始而所被寄付也,云寺役云御祈禱任先例可致其沙汰之状如件,

貞和五年八月三十日 大法師(花押)

(6) 正平9年(1354) 高倉宮御寄進田地坪付注進状(岩根高倉神社文書,『甲賀郡志』下卷675頁)

高倉宮御寄進岩根郷内田地坪付事

合

十条四里十四坪 一段分米六斗

十一条六里九坪 大分米四斗

以上一段大分米一石

右注進如件

正平九年八月二十七日 政所為忠(花押)

(7) 正平9年(1354) 貴船神社御寄進田地坪付注進状(岩根貴船神社文書,『甲賀郡志』下卷738頁)

御寄進岩根郷内田地坪付事

合

口条五里卅一坪小卅步 分米二斗

口条六里廿一坪小 分米二斗

口条六里廿二坪一段六十步 分米六斗

以上壹段大九十步 分米一石

右注進如件

正平九年八月二十七日 政所為忠(花押)

(8) 応安3年(1370) 私領田地壳券(山中文書87,『水口町志』下卷330頁)

沽却進 私領田地事

合式段者

在近江国甲賀上郡柏木御厨本郷内

十六条伍(〃四)里廿四坪 字土佐来心名一所也

右件名田者音阿先祖相伝之私領也,然而依有直要用,代米參石捌舛伍合仁限永代,宇田八幡御社神田仁所壳渡進実正也(以下略)

応安參年甲戌三月十一日 音阿(花押)

為後証 田所(花押)

(9) 至徳3年(1386) 私領田地壳券(山中文書106,『水口町志』下卷337頁)

壳渡進私領田地新放券文事

合壹段者 古作三百步 入方祭主保云々

在近江国甲賀上郡柏木御厨内本郷十八条五里十三坪南付

四至塚本証文在之

右件田地者、字入道丸先祖相伝之私領也、雖然依有直物要用、能米參石伍斗仁、限永代於宇田大輔殿仁沽却渡実正明白也（以下略）

至徳三年丙寅十二月廿九日

上村 字入道丸（花押）

しちほ丸（花押）

(10) 応永17年（1410）山中行俊田地売券（山中文書132、『水口町志』下巻345頁）

限永代売渡進私田地事

合巻反者 古作三百歩 入方祭主保分

四至塚本証文在之

在近江国甲賀上郡柏木御厨内本郷十八条五里十三坪南付

右件田地者、字山中田中殿先祖相伝之私領也、雖然依直用々有ニ、代米參石伍斗ニ限永代於宇田八幡経田ニうり渡申処実正明白也（以下略）

応永十七年かのへとら二月十五日

字山中行俊（花押）

うめ女 在判

以上の10点の古文書の坪付史料のうち、(3)、(5)、(6)、(7)の4点の史料は『甲賀郡志』に収録されて、前述の通り『滋賀県史』で甲賀郡条里についての記述で具体的に活用されていた。その後の甲賀郡条里について述べられたものも、なぜか奈良・平安時代の良好な史料である(1)、(2)の史料がまったく活用されなかった。わずかに『新修石部町史』だけが、(1)の史料によって「少なくとも八世紀中ごろには、条里型地割が存在していたことが推定される」¹²⁾とただで、さらに進んでそれを利用した復原研究は進めなかった。本稿を草する直接のきっかけは、甲賀郡条里研究に(1)、(2)のような古代の坪付史料という一級史料がまったく活用されていない現状を知ったからであった。さらに、『滋賀県史』に利用されていなかった中

世史料をも利用して、次節以降で甲賀郡条里の復原を試みてみたい。

IV. 甲賀郡条里の復原

まず、遺存の坪地名によって坪並を復原してみたい。柚川右岸の甲南町森尻（図1の⑦）は、条里型の地割が比較的良好に残されていて、そこには「九ノ坪」、「十七」、「大坪」の3つの坪地名が集中する（図2(a)）が、これで坪並を復原するのはきわめて困難である。野間・小林・高橋らも「連続的な小字が存在する唯一の場所である」にもかかわらず、「これだけの数詞坪地名からは坪並の復原は困難」¹³⁾として坪並の復原を放棄している。しかし、地名による坪並の復原がここ以外ではできるところはないので、この「九ノ坪」と「十七（坪）」で坪並の復原を試みることにしよう。まず、第1案（図2(b)）は、起点の1の坪を東南端の小字「唐木田」西半にして、西に進み小字「庄司垣外」を西南端の6の坪に、そこから平行式に小字「横枕」まで返って7の坪として西方向に進み、北西隅の36坪で終わる坪並が復原される。この復原は「九ノ坪」と「十七」が無理なくあてはまり、しかも大字「森尻」と「宝木」の直線境界線が条の境界線になるという利点がある。ところが、この復原では史料で復原される条の進行方向と矛盾することとなり、服部が復原した阡陌線ともあわない。そこで、第2案（図2(c)）は、起点の1の坪を西南端の小字「垣外」西半に、そこから東に進み小字「唐木田」東半を東南の6の坪に、平行式に小字「滝ノ花」西半まで返って7の坪として東方向に進み、北東隅の36坪で終わる坪並が復原される。この場合「十七（坪）」がはまらなくなるため、西側に隣接する17坪や南に隣接する7の坪からの地名の移動を考えるとやや無理な復原であるが、史料で復原される条の進行方向とはよく符合する。近江で共通する平行式の坪並で数える限りこの2案しか

郡でもっとも条里遺構が広範に残っている水口町水口から同町旧柏木村にまたがる低位段丘上の遺構との一致が目される。この低位段丘上の条里遺構の分布は水口橋上流で野洲川から直接引水する一ノ井、二ノ井の灌漑域と一致する¹⁴⁾ことが指摘されている。この二ノ井はこの段丘上を東から西に直線的に3里分以上続くが、これが服部復原の里界線と一致する。以上のように野洲川流域での服部の復原した阡陌線は認められる。それでは、野洲川の支流の柚川ではどうか。柚川流域にも野洲川流域と同方向で同一線上にのる条里遺構が残っていて、服部は前述の通り「同一の企画性」を考えている。服部の復原した阡陌線を前述の宝木・森尻地区にまで延長すると、方向は一致するが坪並復原の1・2案による条・里界線とも一致しない。1案は坪並が違うということで、2案は復原に無理があるということで、服部の阡陌線を改めるということまではできない。ただし、将来の検討によって柚川流域での条と里の阡陌線が野洲川流域より1町～2町前後して微調整される可能性も否定できない。現在の役場の地形図や小字図では服部の阡陌線の決定的な根拠を示すことは難しく、服部が調査した圃場整備前の段階では何らかの徴証があったと思われるが、今ではそれを確かめる術はない。そのため、服部が引いた阡陌線を検証してみて、矛盾するところがないので、そのまま従って論を進めたい。

服部の復原した阡陌線には、条や里の呼称が復原されていない。そこで、図1のように条と里をつけて条里呼称を復原したが、その根拠を示してみよう。

図3は甲賀郡条里の10・11条となる甲西町岩根・朝国地区の条里復原図である。この地区で復原のポイントになるのが、史料(6)の岩根郷内の高倉宮に寄進された10条4里と11条6里の田地である。野洲川谷底平野の幅は2km前後で、最大の幅になる柚川との合

流点付近でさえ4km足らずである。この史料に出てくる甲西町岩根付近は、平野の幅が約2km余で広い方であるが、1里分の幅が654mであるから、近江の里の数え方の原則である可耕地の山麓から里を数え始めることからすれば、3里で充分なはずである。4里とあるからには、1里も前半が欠け、4里も後半が欠ける両側が不完全な里となるはずである。そうすると、史料にみえる10条4里は野洲川右岸の山際に近いはずである。その山際に岩根の現集落があるので、10条4里の14坪は岩根集落の周辺に存在しうる。いっぽう、11条6里をこの谷底平野で取ろうとすれば不可能なことになりそうである。ところが、岩根の対岸には左岸の三雲の山麓線から約1.3km谷奥に入り込んだ三雲の妙感寺集落があり、この谷にも水田が営まれている。谷奥には妙感寺山古墳群、谷の中程には勅使野古墳群といった古墳時代後期(6世紀)の群集墳が営まれており、古くから水田化が進んでいたと推定される。この谷奥から1里を数え始めれば、岩根付近でも6里の田が数えられることになる。図3で見ると、6里の田が数えられるのは、11条だけでなく隣の12条でも数えられそうである。ところが、図3の12条6里は岩根ではなく朝国になることと、史料(7)の口条6里とあって条の数字が虫損で読めないものもやはり11条となるべきであるが、21・22坪に田が入るのは11条6里だけで、12条6里では山の中になってしまっただけで田とならない。したがって、図3に復原した11条が甲賀郡条里の11条であり、図3の12条が甲賀郡条里の11条とはなりえないし、まして図3の10条が甲賀郡条里の11条になることもありえない。この甲賀郡条里の11条が決まることによって、郡全体の条呼称が復原され、図1のように復原される。近江では里名は条ごとに異なった数え方がされるので、里名をすべて復原することは困難で、この図では史料で判明する里だけを記入した。

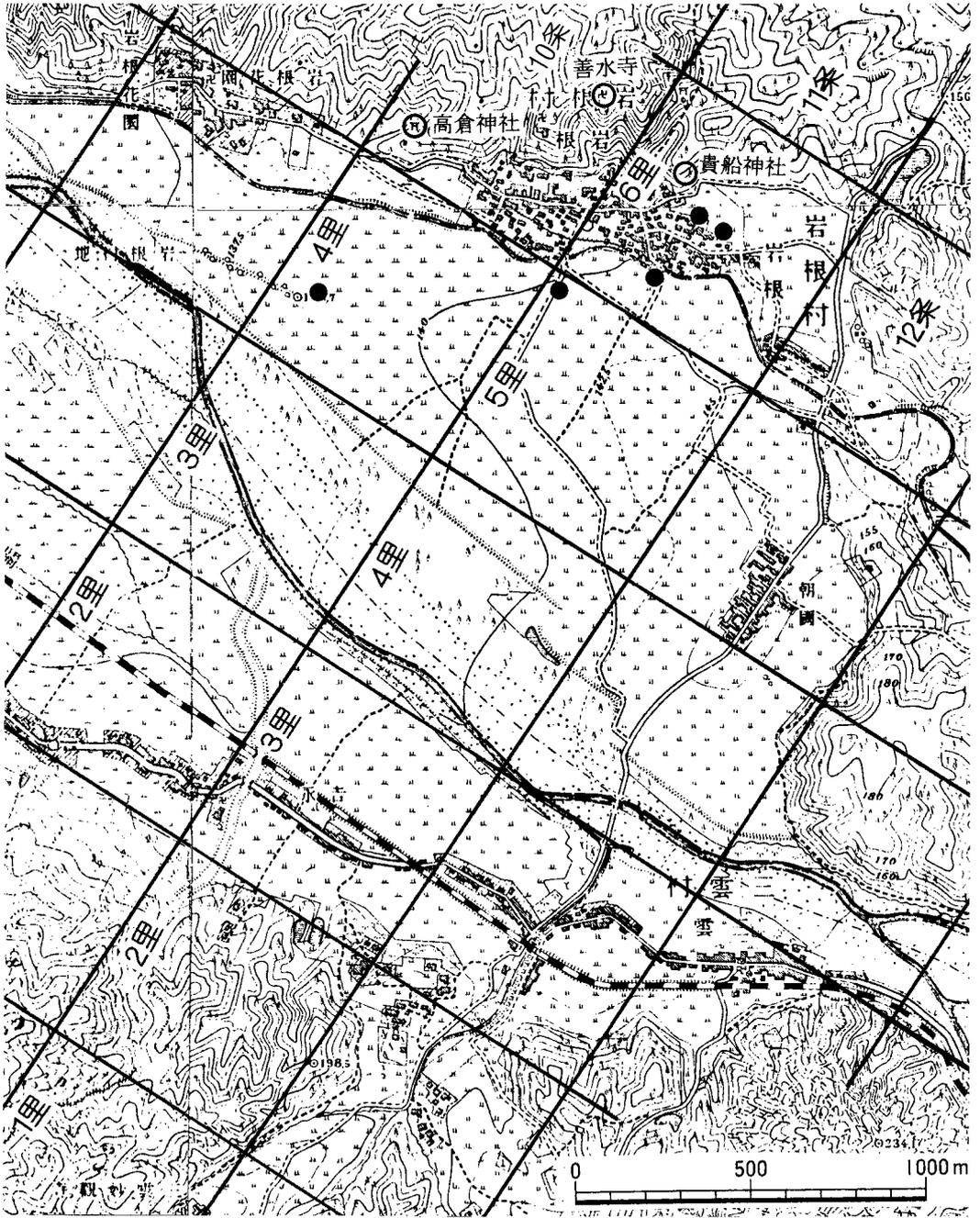


図3 甲西町岩根・朝国地区の条里復原図 (●印は、史料に坪付のある場所。
明治25・26年測図正式2万分の1「朝日野村」「水口」「石部」「阿星山」)

次に、このように復原された条呼称が郡全体に整合するか、不都合はないか、他の史料で検証してみたい。まず郡界と1条の起点を

見てみよう。この復原では、甲賀郡1条の起点は現在の野洲川右岸の栗太郡との郡界から東南約550m、左岸の野洲郡との郡界からは

東南約160mであるが、その間に可耕地はなくむしろ野洲川の谷のもっとも狭隘部になっていて、両側の丘陵頂部を見通す線ともなっている。この図1で復原した条の起点の方こそが当初の郡界と推定される位置にある。野間・小林・高橋らの論文¹⁵⁾では、この条里の起点には本文中では触れられていないが、挿図の中に「推定条の起点」として野洲郡との郡界から東南約500mの位置に線をいれている。『新修石部町史』¹⁶⁾では、「小林・高橋・野間氏らの設定した南北方向の条の基準を東に一町ずらすならば、西寺の現在の耕地が広がる平地部分にあたる」として、史料(5)の西寺の常楽寺に寄進された3条2里27坪の田地の比定地から条の線を東に1町(6町または1条のまちがいかな?)ずらすべきとしている。筆者は史料(5)の3条2里の「津久見西迫」の田地は必ずしも西寺の常楽寺のある谷でなくてもいいのではないかと考えている。西寺のさらに西には、吉御子神社のある谷があり、その細い谷にも水田が営まれておりそこにあてるべきで、そうすればその谷は図1の復原図で3条にあたり問題はないこととなる。

これらの検討により、甲賀郡条里の1条の起点が、栗太・野洲両郡と甲賀郡との郡界であったことが認められる。この場所は甲賀郡の中央を流れる野洲川の最下流部であるから、甲賀郡条里は、野洲川の下流から始めて、上流に向かって川沿いに逆流して進むように企画されたことがわかる。見かけは川沿いに進むようにみえるが、野洲川の流路方向に条里が施行されたのではなく、じつは野洲川と平行して計画された古代の倉歴道(後の東海道、柚街道)を基準にして施工されたと考えるべきものである。この甲賀郡条里の方向は、前述のように栗太・野洲両郡の条里の方向と同じである。栗太・野洲両郡の条里は東山道を基準に施行されたもので、条呼称は東山道の方向に一致する。野洲川を渡る東山

道が野洲川にほぼ直行していたために、野洲川の谷底平野に一直線で計画された古代の倉歴道も東山道と直行することとなった。そのため、甲賀郡条里の方向は栗太・野洲両郡の条里方向と同じであるが、条呼称は倉歴道の方向に一致して、90度回転したものとなった。

さらに、図4は史料(3・4・8・9・10)にある甲賀郡条里の16・18条になる水口町旧柏木村付近の条里復原図である、この図で検討してみよう。史料(3・4・8・9・10)のすべてに「柏木御厨本郷」とあり、伊勢神宮領柏木御厨の地としている。伊勢神宮領柏木御厨の正確な範囲は不明であるが、その中心が旧柏木村(現水口町北脇、酒人、植、宇田、泉、名坂)にあったことが推定される。その理由は、元徳3年(1331)「柏木御厨目録」(山中文書1、『水口町志』下巻)に柏木御厨が「本郷、酒人、上山、中山、下山」の5ヶ郷からなっていたとあること、江戸時代の地誌『近江輿地志略』¹⁷⁾に「柏木荘 十六村」として「柏木、北脇、林口、宇田、植村、酒人、清水、大宝寺、泉、上山、中山、下山、松尾、名坂、畑、八田」があげられていること、これらの史料群の所在した山中家が水口町宇田にあって伊勢神宮領柏木御厨検断職を相伝した家であったことなどからである。図4の16・18条の野洲川右岸部分のほとんどは旧柏木村の中枢部で、これが史料の柏木御厨本郷であったと想定される。史料(3・4)には16条5里とあり、史料(8)には16条4里(5を墨で消して4に書き直してある)とあるが、図4では16条付近の谷幅は約2.5kmしかないので、1・5里が不完全な里ならばとれるが、史料(3)には16条5里36坪、史料(4)には16条5里35坪とあって、5里は完全な形の里でなければ、35・36坪が入らないことになる。ここでも、野洲川・柚川対岸の細い谷水田から1里を数え始めれば図4の位置に5里がとれることになる。なお、史料(3)

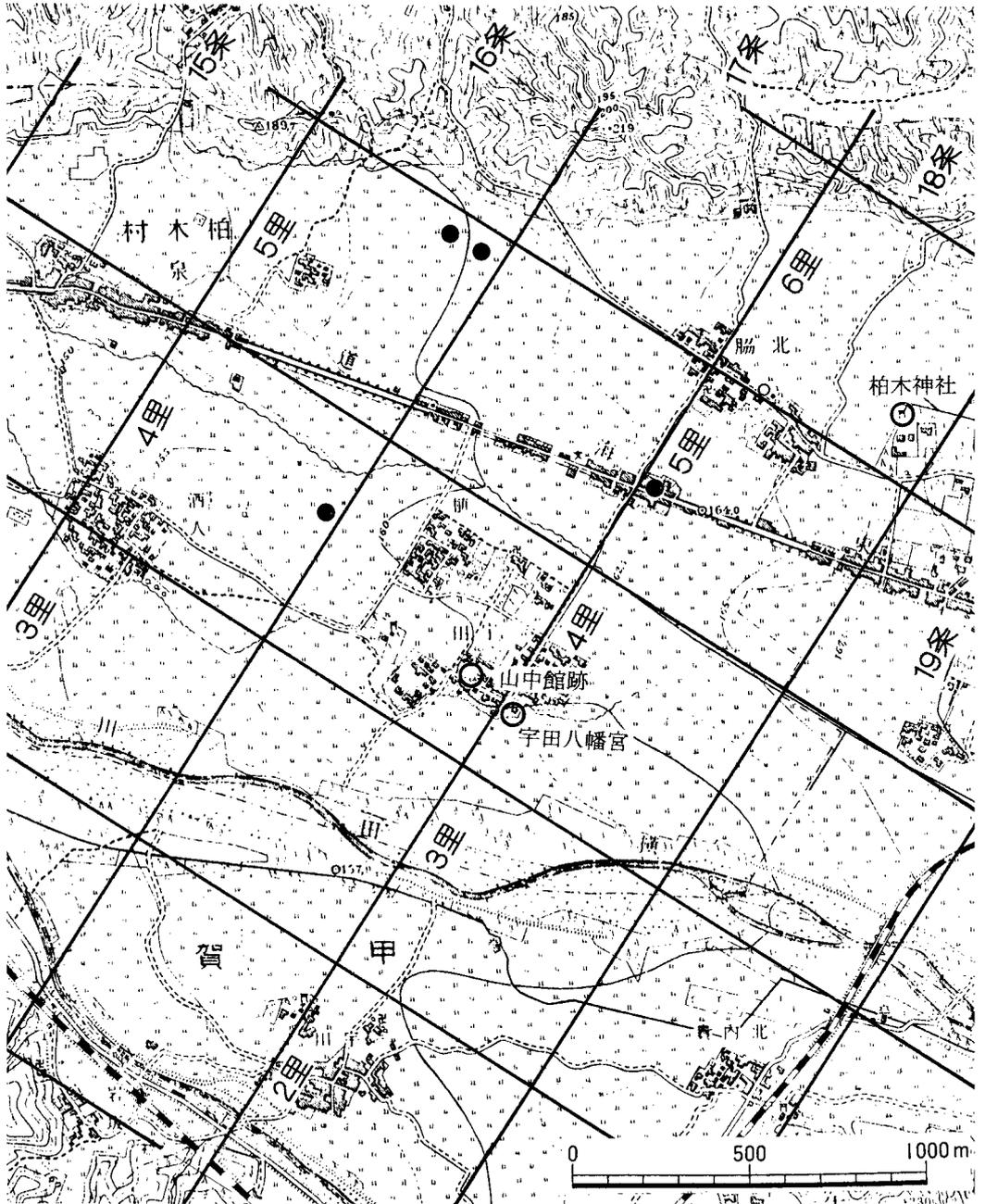


図4 水口町旧柏木村付近の条里復原図 (●印は、史料に坪付のある場所。明治26年測図正式2万分の1「水口」)

では16条5里36坪に「字立穴」「字柳立」などがあるが、現存地名には該当の地名はみつけられなかった。また、史料(8)にある16条4里24坪の「字土佐来心名」の該当の地名

もみつけれないが、この土地が宇田八幡宮に売り渡されていて、図4では現在の宇田八幡宮の西北約650m余の位置にあたる。さらに、史料(9・10)にある18条5里13坪は、

図4の復原図の中の条里地割が明瞭に残る場所に問題なくおさまる。

以上の甲賀郡の条里坪付史料の検討により、図1の甲賀郡条里復原図の妥当性はほぼ認められよう。なお、史料(1・2)の古代の蔵部荘の坪付の検討は次節でおこなう。

V. 弘福寺領蔵部荘

奈良・平安時代の近江国蔵部荘(棕部荘)には、史料(12)、(14)に示すように神護景雲4年(770)に宇治鷲取から献入された墾田などの西大寺領と、史料(2)、(11)、(13)に示すとおり天平勝宝3年(751)に寺家の大修多羅衆が修多羅供料のために買得した墾田野地等の弘福寺領とがあった。西大寺領蔵部荘は図書目録だけしか残っていないために具体的な坪付等は判明せず、残念ながら現地比定は困難である。一方の弘福寺領蔵部荘は条里坪付史料が残っているため、前節のように甲賀郡条里が復原されれば、荘域が復原されることとなる。まずは蔵部荘(棕部荘)の史料を具体的にみていこう。

蔵部荘(棕部荘)関係史料

(11) 天平勝宝3年(751) 近江国蔵部荘券
(東寺文書札、『寧楽遺文』中巻, 658頁)

甲可郡司解 申売買墾田并野地立券事
合墾田貳拾壹町 野地參町〔東谷 南溝 西川 北佐遅谷竟〕在蔵部荘

右、左京五条三坊戸主従五位上阿倍朝臣
嶋麻呂墾田者、

以前、得嶋麻呂申状称、以己墾田并野地、売與大倭国高市郡弘福寺大修多羅衆已訖、所得價錢參拾貫者、仍勒売買兩人所連署名、依式立券、仍具録事状、附使大初位上鷹養君安麻呂申上、以解、

売人従五位上阿倍朝臣「嶋麻呂」

買人弘福寺大修多羅衆

大鎮兼大上坐法師「蓮勝」(以下略)

天平勝宝三年七月廿七日主帳无位川直「百嶋」

(12) 宝亀11年(780) 西大寺流記資財帳(内
関文庫本、『寧楽遺文』中巻, 395頁)

官符図書第五

官符十六卷

一卷 献入栗林在内印在近江国甲可郡

雜書卅九卷

一卷 宇治鷲取献入墾田帳 白紙及表、檜軸、神護景雲四年、在国印 在近江国甲可郡

一卷 近江国四郡田籍宝亀七年

田藪山野図漆拾參卷

近江国三卷

一卷 甲可郡棕部栗林 白紙在内印

一卷 同棕部庄田図 宇治鷲取所献白紙

一卷 甲可郡柚図 白紙

一卷 同郡緑道柚図 白紙

(13) 延久2年(1070) 弘福寺三綱解(東寺
百合文書モ、『平安遺文』3-1051)

弘福寺三綱等解 申請近江守殿 裁事

請被殊蒙 恩裁、与判寺領四箇庄毎年見
作免判残坪加地子段別一斗状、

甲賀郡 棕部庄 水主庄

愛智郡庄 伊香郡庄

右件庄々者、皆本願施入不輸租田也、而臨末代所作不幾、僅免判之残坪々者、作人等不隨所堪(勘)者也、望請、蒙与判、徵納件加地子支寺用、仍注事由、以解、

延久二年十月 日 都維那法師「覚助」

寺主大法師(草名)

上座大法師「親助」

(14) 建久2年(1191) 西大寺所領莊園注文
(西大寺文書、『鎌倉遺文』1-534)

(前略)

近江国

甲賀郡棕部郡栗村 在流記

(後略)

弘福寺領蔵部荘は、史料(11)の近江国蔵部荘券によって、天平勝宝3年(751)に弘福寺大修多羅衆が平城京左京五条三坊に在住の阿部朝臣嶋麻呂の墾田21町と野地3町とを

銭230貫文で買得して成立したことが判明する。この時には、条里の坪付は記録されていないが、四至が判明する。それには、それぞれ東は谷、南は溝、西は川、北は佐遅谷を境とするとなっている。四至の固有名詞は「佐遅谷」だけであるが、現地比定には有力な情報である。史料(2)の近江国弘福寺領荘田注進によって、蔵部荘田31町余の具体的な坪付が判明する。その荘域は、甲賀郡条里の26条7里、27条3里、同4里、28条2里の62の坪にわたって所在した。史料(11)から320年も経過したあとの史料であり、面積も10町増加していることから、同じ場所ではないのではという危惧もある。しかし、幸いなことに史料(1)としてあげた天平宝字2年(758)の近江国司牒が残っておりその危惧がないといえる。それは、天平勝宝3年(751)に弘福寺が買得した墾田をめぐって、周辺の耕作者から田地の境について訴えがあったときに近江国司から弘福寺にあてられた牒で、その坪付は史料(2)の延久2年(1070)の坪付の中に完全に含まれているからである。320年の経過の間に、弘福寺は天平勝宝3年に買得した墾田を核として、周辺の田をさらに集積していった様子を見ることができる。

VI. 蔵部荘の現地比定

弘福寺領蔵部荘の現地比定が本格的に試みられた研究は、寡聞にして知らない。平凡社版『滋賀県の地名』では、蔵部郷の所在地ともあわせて、甲賀町油日に比定するが具体的な根拠は示されない。角川書店版『日本地名大辞典25・滋賀県』では、三重県阿山郡伊賀町北部に倉部の地名があることから、蔵部郷を三重県・滋賀県にまたがるようにも説明する。いずれも、条里坪付を復原して、具体的な蔵部荘の位置を比定するものではない。

さて、前章で復原した野洲川流域での甲賀郡条里が、支流の杣川流域にもそのまま適用されることが推定された。このことから史料

(2)の坪付の甲賀郡条里の26条、27条、28条を割り付けると、弘福寺領蔵部荘を図6のように、甲賀郡甲南町大字寺庄周辺に比定することができた。その根拠の1は、野洲川流域で復原した甲賀郡条里の26条などの延長がこの地付近になるということである。

根拠の2は、この坪付史料の配置である。坪付史料の集中する甲賀郡条里の26条7里、27条3里、28条2里の3つの里は南北(厳密には東南から北西)に並ぶ里と考えた。それは、弘福寺領蔵部荘が史料(11)の四至で示されるように、散在する荘園ではなく連続する一円的な荘園であると考えられるからである。そう考えて坪付の図を作図すると図5のように、27条3里の8・9・10坪で若干の突出はあるが、荘域の西側の線が26条7里13坪から28条2里18坪までほぼ一直線に18町も続くという特長が注目される。その西側の線が史料(11)の四至でみると、西の境が川とあるのに結びつく。これは、杣川に違いないと考えられたからである。

根拠の3は、近江の里名の付け方が山麓の可耕地から1里、2里と付けはじめるという特長から、26条7里、27条3里、28条2里の3里が南北に並ぶとすれば、26条部分では杣川の左岸が広く、かつ28条部分では急に狭くなるということになる。28条部分では2里分の幅もなく狭くなるのは現地形から容易に理解できるが、26条部分でも杣川の谷底平野は7里分もの広さはない。しかし、左岸には礮尾川が杣川に流れ込み、その礮尾川が開析する細長い谷が深く入り込み、その谷奥から里を数えはじめれば充分7里分あることとなる。これは、寺庄の北西側に前述の甲南町大字森尻に小字「八里」があり、ここでも谷幅は8里分も広くはないが、左岸に深い谷が入り込み、そこから数えれば8里は数えられることも傍証になる。

根拠の4は、残存地名が傍証になる。まず、大字「寺庄」という地名が問題になる。

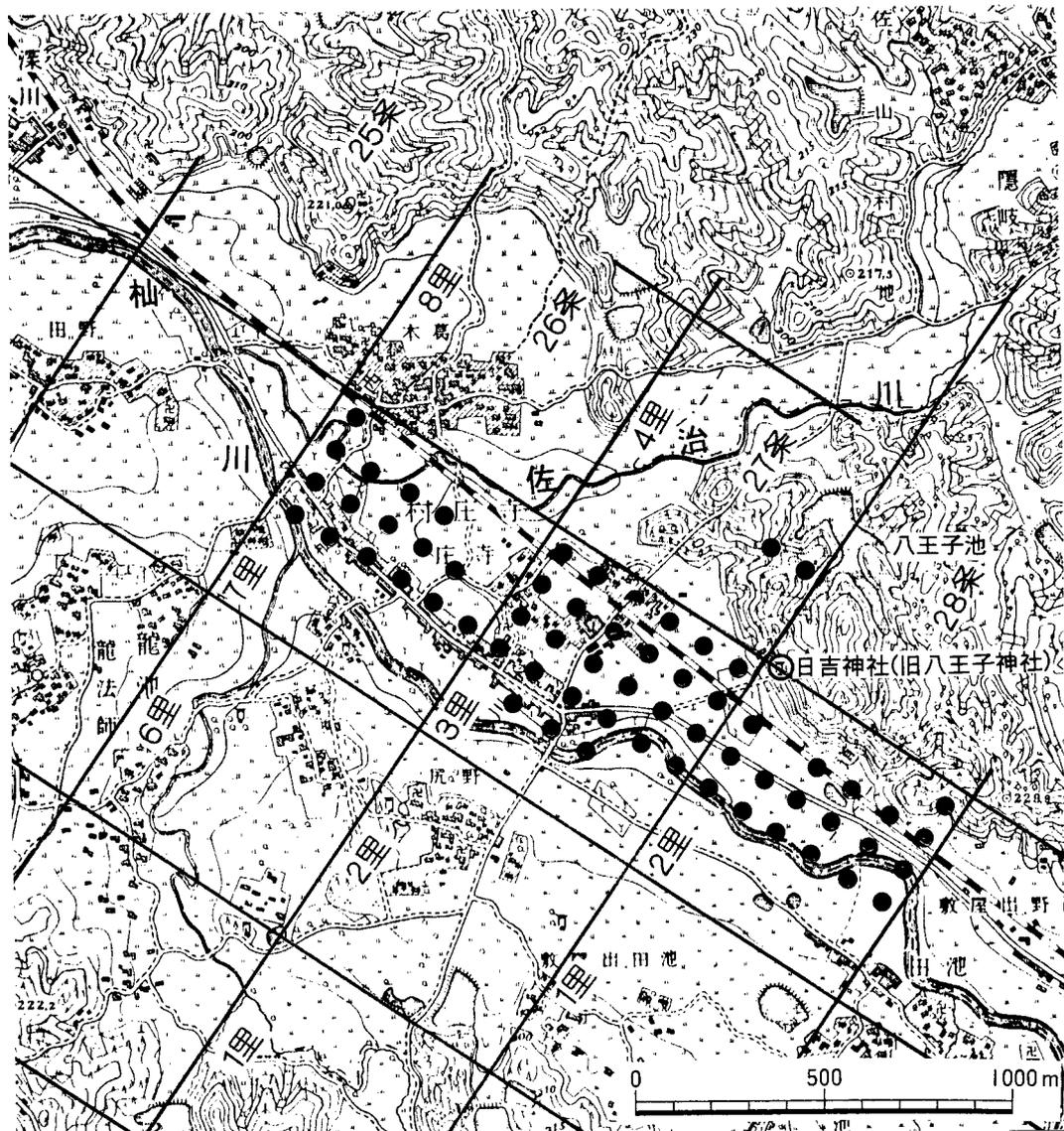


図6 蔵部荘の条里復原図 (●印は、史料に坪付のある場所。
明治26年測図正式2万分の1「寺庄村」)

ず、比定された土地には条里型の方格地割はほとんど残っていなかった。その立地も柚川の自然堤防上や低位段丘上にあつて、柚川と佐治川に挟まれているが、水利条件はよくない。前述の地誌には「南北ニ両川アリト雖土地高くシテ堰入ル事能ハス、溜池或ハ胎内堀等ノ迂遠ナル水便ヲ設ケ養田ニ用ユ、干魃ノ際ニハ困苦甚シ」とある。現在でも田に供

給する灌漑用水は、東北方山中の八王子池など3ヶ所のため池を利用する水不足になりがちな水利条件のあまり恵まれない土地であつた。こういう立地から見れば、この蔵部荘は8世紀になって開発された、北陸の初期荘園と呼ばれる典型的な墾田地系荘園と同様な立地を示していた。ところが、寺庄のすぐ下流で、同じように柚川右岸の低位段丘上に立地

ことによって、本流から直接引水できる井水によって灌漑できる森尻地区の方が立地的に優れていて、早く開発されたと考えられる。江戸初期どころか奈良時代にさかのぼる可能性がある。

Ⅶ. 近江国の弘福寺領荘園の分類と比較

史料(2)の延久の荘園整理令の時に作成された文書には、近江国に所在した弘福寺領の平流荘(依智荘)、伊香荘、水主荘、蔵部荘の4ヶ所の荘園の由来と坪付が注進されている。ただし、坪付が残るのは平流荘、伊香荘、蔵部荘の3ヶ所で、なぜか水主荘だけが脱落している。このことについて石上英一は、蔵部荘の冒頭に「同郡蔵部庄田事」とあることから、当初は伊香荘と蔵部荘の間に甲賀郡に所属した水主荘の坪付が存在していたが、水主荘の一紙だけが糊離れなどの事情で脱落したと考えた¹⁹⁾、そのとおりであろう。この4荘園の坪付の後には、それぞれの荘園の立荘の由来が述べられている。それによると、平流荘と伊香荘が大正以前(701年以前)に創建の本願である佐佐名実天皇(斉明天皇)の勅施入で、水主荘は宝龜6年(775)11月に官省符による水主内親王からの施入で、蔵部荘は天平勝宝3年(751)に弘福寺の大修多羅衆が修多羅供料のために買得した墾田野地等を施入されたものという。この立荘の由来をみると、甲賀郡の水主荘と蔵部荘が8世紀に開墾されて施入された墾田地系の荘園であることがわかる。いっぽうの平流荘と伊香荘は、7世紀以前に開発されていて弘福寺創建時に基本財源として設定されていたものである。このような7世紀の寺院創建時の荘園を表わす適当な呼び名がないので、ここでは「初期荘園」に対して、それ以前の荘園という意味で「草創期荘園」としておこう。

史料(2)は、寺側が寺領荘園が由緒来歴の正しいことを主張するために延久2年(1070)に新たに作成した資料であるから、この「草

創期荘園」が7世紀の荘園であることを他の史料でも確認しておこう。平流荘と伊香荘は和銅2年(709)弘福寺田畠流記帳(円満寺文書、『寧楽遺文』中巻658頁)に近江国荘園としてあげられた2ヶ所のそれぞれ「依智郡田壹拾壹町壹段參拾陸歩」と「伊香郡田壹拾町貳段貳伯貳拾捌歩」とあるものに該当することは、それぞれの所領の面積が延久2年のものときわめて近い数字であることでもわかる。これによって、平流荘と伊香荘の2荘園は和銅2年にはすでに弘福寺領として成立していたことがわかる。石上英一は、和銅2年に記録された弘福寺領の中で11ヶ所の荘園は、10・20・30・40町の10町単位の規模で総計200町の水陸田が弘福寺の創建時期の天智朝前半期(662~667)以降和銅2年までのある一時期に一括施入されたものと推定している²⁰⁾。

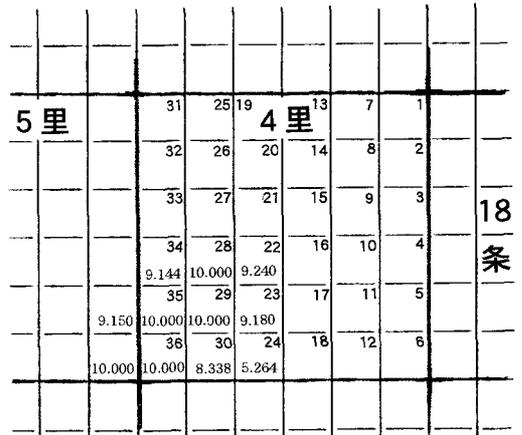
さらに、平流荘と伊香荘の2荘園の延久2年の坪付に表現された面積の端数を検討することでも、古くさかのぼる史料によって作成されたものであることが証明される。それは、平流荘の2条8里4坪の144歩、同11坪の288歩、同17坪の288歩、同22坪の72歩、同28坪の212歩、同29坪の44歩や、伊香荘の18条4里24坪の264歩、同30坪の338歩、同34坪の144歩などの細かい端数の面積である。これらは、細かい端数なのに同じ数値があることや、倍数関係にあるものなどあって、実測値では考えられない意図的な数値である。この端数の意味については、天平15年(743)山背国久世郡弘福寺田数帳(東寺文書、『大日本古文書』2-335)の山背国久世郡に存在した弘福寺領で、虎尾俊哉が考察した²¹⁾。この端数はもとの田積が奈良時代の町段歩制で測られていたものではなく、その前の時代の代制によって測られた田積を、町段歩制で換算したことによるものであることを明かにした。このように久世郡弘福寺領と同じような端数の田の面積で表される平流荘と伊香荘の

2 荘園の平安時代の坪付史料は、はるかに古い8世紀の弘福寺領田を書き上げた「寺田籍」²²⁾の坪付史料をもとに作成したものであり、そのことから佐佐名実天皇（斉明天皇）の勅施入と書かれていることも信頼され、7世紀に設定されていた荘園であったことがわかるのである。

次に、7世紀の草創期荘園と8世紀の初期荘園の水田化率からみた立地条件について比較してみよう（表1）。図8(a)は平流荘、図8(b)は伊香荘の坪付の田を図示したものであるが、蔵部荘の図（図5）と比較してみるとわかるように、平流荘と伊香荘はどちらもきわめてコンパクトに密集してまとめられていることがわかる。その一坪毎の面積も多く、平流荘では11町余の田が16坪の中に収まり、坪内の田の平均面積が7.18段、伊香荘では10町余の田が11坪の中に収まり、坪内の田の平均面積がじつに9.33段という具合に、同じ坪内に他領の田があることも考慮に入れると、一町方格内の水田化率が高く、優良な水田地帯の一画を占めていたことがわかる。いっぽう蔵部荘では31町余の田が62坪の中に散在し、坪内の田の平均面積が5.15段と一町方格内の水田化率が低い。しかも、1坪内に2段、3段の田も多く土地の凹凸によって斜面地や未墾地が多いことが考えられるのと、中には28条2里22坪のように1町1段もあるものがあつたり、一町方格に区画されていた



(a) 愛智郡平流荘坪付図



(b) 伊香郡伊香荘坪付図

図8 平流荘・伊香荘の条里坪付図

表1 近江国の弘福寺領荘園の比較

所在地	荘園名	立荘時期	施入者	面積 (奈良)	面積 (平安)	増加率(%)	備考
愛智郡 (依智郡)	平流荘	大宝以前	斉明天皇	11町1段036歩 (和銅2年)	11町4段298歩 (延久2年)	103.35	草創期荘園
伊香郡	伊香荘	大宝以前	斉明天皇	10町2段228歩 (和銅2年)	10町2段236歩 (延久2年)	100.03	草創期荘園
甲賀郡	水主荘	宝亀6年 (775)	水主内親王	?	?	?	初期荘園
甲賀郡	蔵部荘	天平勝宝 3年(751)	修多羅衆	21町0段000歩 (勝宝3年)	31町9段090歩 (延久2年)	152.02	初期荘園

とは考えられない様子がみてとれる。これはまた、蔵部荘の田が751年に21町であったのが、320年後に32町近くに増加していて増加率が152.02%であることも関係して、荘園内や周辺に未墾地が広がっていて土地を開墾して集積しやすい条件にあったことも想定される。ところが、平流荘と伊香荘では、709年から360年の間に増加率がそれぞれ104.35%と100.03%でわずかしか増えていない、これは周辺が古くから開発し尽くされるほど水田化が進んでいて、すでに飽和状態で新たに開発する余地がほとんどなかったといえる。このように、坪付史料からだけでも草創期荘園は開発の進んだ良好な水田地帯に設定されたのに対して、初期荘園は未開の水利条件の悪い場所を新たに開墾して設定されたことが想定される。

それでは実際の現地での条里型地割からみた立地条件はどうかみてみよう。図9(a)は平流荘の弥永貞三による現地比定図²³⁾、図9(b)は伊香荘の筆者による現地比定図である。い

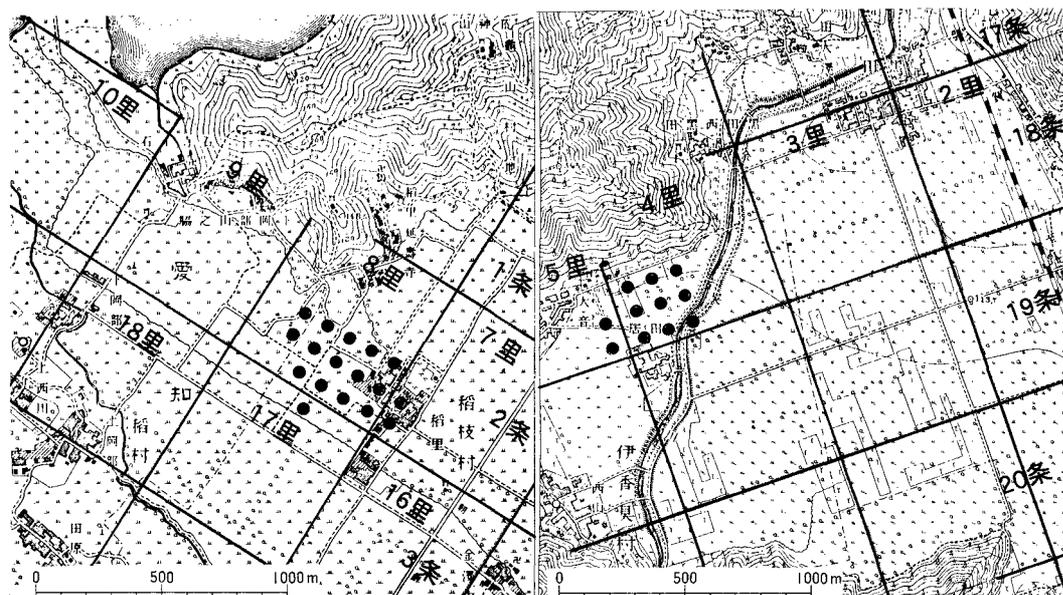
ずれの図も明治の正式2万分の一地形図に条里の阡陌線を入れて、坪付のある坪に丸印をいれたものである。蔵部荘の比定地の図(図6)に比べると、整然とした条里地割が広がる水田地帯にあり、しかも沖積低地に立地して水利条件も良いことがみてとれる。周辺の古墳や集落跡などの分布状況からも、早く開発された土地であったこともわかる。

VIII. むすび

先学の研究成果によりながら、近江国甲賀郡条里を復原し、条里呼称を復原することができた。これによって、奈良・平安時代の坪付史料の残る弘福寺領蔵部荘の現地比定を試みた。さらに、この成果によって近江国の他の弘福寺領荘園の立地と比較した。これらを再度まとめてむすびとしよう。

近江の条里制の特徴と甲賀郡条里

近江国の中では琵琶湖に接しない唯一の郡である甲賀郡では、野洲川とその支流の河谷平野に条里が施行された。その方法は谷方向



(a) 平流荘の現地比定図(弥永貞三 1956 による)

(b) 伊香荘の現地比定図(筆者案)

図9 平流荘・伊香荘の条里復原図(ベースマップは明治26年測図正式2万分の1「葉枝見村」,「木之本村」)

(幹線道方向)に条を数え、それに直交するように里を数えるといったきわめて理にかなった条里が施行されていた。これは、琵琶湖の谷方向(幹線道方向)に条を数え、それに直交するように里を数えるという近江の条里の大原則にもっている。従来甲賀郡条里は近江国条里の特徴からはずれた「異端児」のように扱われてきた。近江国条里の特徴を琵琶湖を中心にとらえてきた観点からすると、甲賀郡が琵琶湖に接しない唯一の郡ということでは異端児かもしれないが、甲賀郡条里は近江国条里の特徴を十分に備えている。また、近江国条里がかつて考えられたように琵琶湖の湖岸に沿うように条里が施工されたのではなく、最近の古代道研究の結果では、近江国を通り抜けるために、平野部を最短距離でむすぶことを最重要目的に施工された直線の古代官道を基準線として、条里が施工されたことがわかってきた²⁴⁾。その成果にしたがえば、甲賀郡条里も野洲川・杣川河谷の古代道倉歴道(後の平安時代初期の東海道、杣街道)を基準にして施工されたとすることができそうである。倉歴道の復原については、まだ全体を完全に図示できるまでの成案はできていないので、別稿を期したい。

甲賀郡条里と蔵部荘

甲賀郡条里を復原し、その条里呼称法を復原できたことにより、古代の弘福寺領蔵部荘をはじめ現地比定することができた。その比定地は現在の甲南町寺庄であった。現地では早くに弘福寺領蔵部荘であったことが忘れられていたが、その地名は文字どおり、寺院の荘園であったことを示す地名であった。その四至の一つを示す佐遅谷も現存していた。まさに、蔵部荘を復原することによって得られた感動する地名との出会いでもあった。奈良・平安時代には条里の坪付で表現されていたにもかかわらず、比定された土地には条里型の方格地割はほとんど残っていなかった。その立地も杣川の低位段丘上にあつて、灌漑

用水は東側の谷川の水を利用する水利条件のあまり恵まれない土地であった。そういう意味では、8世紀になって開発された、典型的な墾田地系荘園の立地条件を示していた。

草創期荘園と初期荘園の立地条件

近江国には古代の弘福寺領として平流荘、伊香荘、水主荘、蔵部荘の4ヶ所の荘園が所在した。甲賀郡の水主荘と蔵部荘が8世紀の墾田地系のいわゆる初期荘園で、平流荘と伊香荘は、7世紀の弘福寺の創建時に設定されていたもので「草創期荘園」とした。この草創期荘園と初期荘園の立地条件について比較した。草創期荘園はきわめてコンパクトに密集してまとめられていて、一町方格内の水田化率が高く、広大な統一条里区の一画の水田地帯にあり(図10)、しかも沖積低地に立地して水利条件も良かったし、周辺が古くから開発されていて、新たに開発する余地はほと

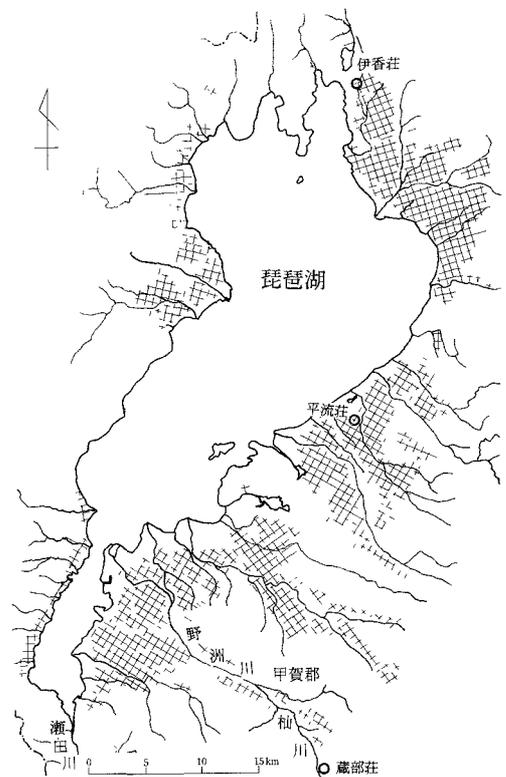


図10 近江国の条里地割分布と弘福寺領荘園の位置図

んどなかった。このことは、筆者がかつて最古の条里坪付史料が残る山背国久世郡弘福寺領荘園を現地比定したときも感じたことでもあった²⁵⁾。いっぽう初期荘園では一町方格内の水田化率が低く、荘園内は土地の凹凸によって斜面地や未墾地が多く、周辺にも未墾地が広がっていて集積しやすい条件にあったが、条里の方格地割はほとんどなく、水利条件には恵まれていなかった。このように、古代の寺領荘園には、起源も性格も立地も異なる草創期荘園と初期荘園の2種類があった。寺領荘園としては、草創期荘園の方が安定した収穫量が得られ、安定した経済基盤であったはずである。

ところが古代荘園といえば、従来は東大寺開田図などにあらわされた官大寺の墾田を核とした初期荘園のみが注目され、主な分析の対象とされてきた。これまでは、7世紀の草創期の荘園も8世紀の墾田地系荘園も「初期荘園」と称してきたが、本稿では7世紀の古代荘園を「草創期荘園」と名づけて、いわゆる初期荘園とを分けて分析する視点が必要であると考えた。すでに、古代史研究者の同様な主張もある。

8世紀の寺院所領を分析した鷲森浩幸は、それらには性格の異なる2種類があり、それを寺田と墾田として厳密に区別されるものであるとした。すなわち、寺田は勅施入によって入手された寺領で、田令によって不輸租とされるのに対し、墾田は野地の占定・開発あるいは個人的な寄進や買得によって入手されたもので輸租田であるとした。そして、「この寺田こそが寺院の土地所有の中核に置かれなければならない」と考え、東大寺領の北陸を中心とする荘園を「当時の寺院所領の中核とするには少なからざる慎重さが必要」とした²⁶⁾。筆者の「草創期荘園」がほぼ鷲森の寺田、初期荘園が墾田にあたるが、鷲森が8世紀に限定して寺領の性格で分類したのに対し、筆者は起源と立地条件で分類してよく似

た主張をすることとなった。

本稿を書くに当たり、石上英一、大橋信弥、鎌田元一、寺崎愛三、古関大樹、水野章二の各氏および甲西町・水口町・甲南町・甲賀町各役場にお世話になった。また、挿図の製図には古関、稲田孝夫、増田洋平君等の助力を得た。記して感謝したい。

(滋賀県立大学人間文化学部)

【注】

- 1) 中川泉三『近江坂田郡誌』1913年、蒲生郡役所『蒲生郡志』1922年、栗太郎役所『栗太郎志』1926年、野洲郡教育会『野洲郡史』1927年、神崎郡教育会『近江神崎郡志稿』1928年、愛知郡教育会『近江愛知郡志』1929年、坂田郡教育会『改訂近江国坂田郡志』1941年
- 2) 福尾猛一郎「条里制と郷の区画に就いて」『歴史と地理』34-1, 1934年
- 3) 中村林一「荘園志」(『改訂近江国坂田郡志』第2巻 坂田郡教育会, 1944年)、太田浩司「荘園の名が変わること—「在地方荘園名」の成立—」(『息長郷土資料館研究紀要』第6号, 長沢文庫, 1992年) 2頁
- 4) 米倉二郎『集落の歴史地理』(帝国書院, 1949年) 22-23頁
- 5) 足利健亮「近江の条里」(『びわ湖周遊』, ナカニシヤ出版, 1980年) 80頁
- 6) 牧野信之介「国・郡・郷と条里制の施行」(『滋賀県史 第二巻』滋賀県, 1928年) 96-97頁
- 7) 服部昌之「草津市とその周辺の条里」(『草津市吉田の条里遺存地区の歴史地理学的調査報告』滋賀県教育委員会, 1974年) 31頁
- 8) 野間晴雄・小林健太郎・高橋誠一「甲賀郡野洲川・杣川流域の条里型地割に関する若干の考察—条里縁辺地域の地形条件・水利との関連を中心にして—」(『滋賀大学教育学部紀要—人文・社会・教育科学—』35, 1985年)
- 9) 石上英一「弘福寺文書の基礎的考察—日本古代寺院文書の一事例—」(『東洋文化研究所紀要』第103冊, 1987年) 133-134頁。この論文が著書『古代荘園史料の基礎的研究』

- (塙書房, 1997年) に収録されたときには、この文章が削除されているので、成稿されなかったようである。その後、石上氏に問い合わせた。それによると、甲賀郡条里の一条が確定できないため、甲賀郡条里が復原できず、蔵部荘の位置は確定できなかったが、蔵部荘に関する地名の「佐治川」の存在には気づいて、現地も踏査していたとのことであった。
- 10) 服部昌之「滋賀県条里遺構分布図」(『日本地名大辞典25・滋賀県』, 角川書店, 1979年)
 - 11) 前掲8) 19頁
 - 12) 新修石部町史編さん委員会『新修石部町史』(石部町役場, 1988年) 74頁
 - 13) 前掲8) 19頁
 - 14) 村田修三「用水支配と小領主連合」(『奈良女子大学文学部研究年報』16, 1963年) 28-38頁 および前掲8) 18頁
 - 15) 前掲8) 15頁第1図
 - 16) 前掲12) 74-75頁
 - 17) 寒川辰清『近江輿地志略』(享保19年=1716) 卷之五十一, 甲賀郡三
 - 18) 甲南町史編さん委員会『甲南町史』(甲南町役場, 1967年) 222-223頁
 - 19) 前掲9) 156頁
 - 20) 石上英一「古代荘園と荘園図」(『日本古代荘園図』, 東京大学出版会, 1996年) 24-27頁
 - 21) 虎尾俊哉「天平十五年弘福寺田数帳について」(『史学雑誌』第68巻5号 1959年, のちに『班田収授法の研究』吉川弘文館, 1961年に再録) 68-71頁
 - 22) 鎌田元一「律令的土地制度と田籍・田図」(『日本古代荘園図』, 東京大学出版会, 1996年) 4-12頁
 - 23) 弥永貞三『奈良時代の貴族と農民』(至文堂, 1956年) 122-124頁
 - 24) 高橋美久二「古代近江国の東山道」(『地図と歴史空間—足利健亮先生追悼論文集—』大明堂, 2000年) 399-410頁
 - 25) 高橋美久二「『弘福寺田数帳』と木津川河床遺跡」(『平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集刊行会, 1993年) 156頁
 - 26) 鷲森浩幸『日本古代の王家・寺院と所領』(塙書房, 2001年) 199-228頁

Jo-ri Land System and Ancient Gufuku-ji temple's manor, Kurabu-no-sho, in
Koga-gun of Ohmi Province

TAKAHASHI Yoshikuni

The rectangular land survey system called *jo-ri* in the ancient province of Ohmi has been actively studied for many years. Especially, many research findings were included in "Gun-shi," publication of local geography and history of each county, appeared in the 1910s through the 1940s. However, there are exceptionally limited studies undertaken in the county of Koga-gun among twelve counties of Ohmi province. It was partly because there are few remaining features of the *jo-ri* land system on the earth surface and also because there exist few historical records of the *jo-ri* land system in Koga-gun. However, the oldest historical record of the *jo-ri* land system remains in Koga-gun. It is a record about Kurabu-no-sho, the manor of Gufuku-ji temple (or Kawahara-dera in Yamato province). Because we had not restored the *jo-ri* land system in Koga-gun, the location of Kurabu-no-sho manor has not been identified. Therefore, I attempted to restore the *jo-ri* land system in Koga-gun, and estimated that Kurabu-no-sho manor was located in Terasho, Kohnan-cho, Koga-gun of Shiga Prefecture. Based on these studies, I interpreted that the place name of "Tera-sho" ("tera" meaning a temple, and "sho," a manor) originated from Gufuku-ji temple's manor.

There existed four manors of Gufuku-ji temple in ancient Ohmi province. Two manors of Heru-no-sho and Ikago-no-sho were established in the early stage of Gufuku-ji temple in the seventh century. Two other manors, Mizushi-no-sho and Kurabu-no-sho, were established by reclaiming wasteland in the eighth century. I compared and contrasted the location of two early manors in the seventh century with the location of two reclaimed manors in the eighth century. The former was clustered together with easy supply of water, and the stable basis of economy was thus provided. The latter in the eighth century, on the other hand, had bad land conditions, often on the sloping ground, with uncultivated lands and lack of water, while there were no remains of the *jo-ri* land system. Although stable production was not expected here, it was possible to expand the manor due to the availability of vast uncultivated land.

My study suggests that there were two types of ancient temple's manors, which differed in terms of origin, location, and characteristics. Although the reclaimed manors in the seventh and eighth centuries have been altogether classified as the "initial manor," I identified the ancient manor in the seventh century as the "incipient manor." They could be distinguished from other "initial manors" in the eighth century based on the historical and geographic viewpoint.

Key words: *Jo-ri* land system, Kurabu-no-sho, Ohmi Province, Incipient manor, Initial manor